

国民生活センターの存続と機能強化を求める意見書

2010（平成22）年12月8日

全国消費者行政ウォッチねっと

私たちは、12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下、「本基本方針」）に国民生活センターの「廃止」が触れられたことについて強い異議を述べるとともに、以下のとおりその存続と機能強化を求めます。

1 経過の不透明性

本基本方針は、本年11月26日の第14回行政刷新会議で決定され、12月7日に閣議決定されました。その別表をみると、国民生活センターについて講ずべき措置の欄に「組織の見直し/法人の在り方の見直し」とあり、その具体的内容として「・・・必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。」と記載されています。

しかしながら、そもそも4月28日に実施された「事業仕分け第2弾」における国民生活センターに対する評価結果では、研修施設の廃止等が指摘されていたものの、センター自体の廃止については一切触れていませんでした。国民生活センター全体の廃止を求める意見も、公開されている刷新会議では出なかったはずです。

どのような経緯でこのような記載が盛り込まれたのかはわかりませんが、消費者庁と共に消費者行政の一翼を担うべき国民生活センターの在り方を検討するに際し、「廃止」も視野に入っていると読める記載が極めて不透明な形で盛り込まれたことに対しては、憤りと驚きを禁じ得ません。

2 国民生活センターの重要性

国民生活センターは、昭和45年に国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うことを目的として特殊法人として設立され、平成14年に独立行政法人として生まれ変わったものです。その機能は、「センター・オブ・センター」として地方の消費者相談窓口の相談員からの相談に対処し、消費生活相談員の育成を行い、さらに消費者被害や消費者相談の傾向を迅速に把握して分析・公表等の機能を果たすなど、消費者行政にとって不可欠のものです。このため国民生活センターは、消費者基本法上も、25条において「消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関」として位置づけられ、積極的な役割を果たすことが期待されているのです。

3 諸機能の消費者庁への「一元化」について

本基本方針では、「必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止」とありますが、以下のとおり、国民生活センターには、消費者庁と一元化できない機能や一元化しない方が効率的である機能も多数含まれています。

(1) 相談業務

相談業務については、直接相談・経由相談を問わず、特定商取引法等の執行機能を持つ消費者庁が担当することには根本的な問題があります。法執行機能を有する消費

者庁としては、法令の解釈は主務官庁として画一的な立場を要求されます。ところが相談業務の目的は行政処分ではなく個々の消費者へのアドバイスや紛争解決です。場合によっては主務官庁の解釈にとらわれず、法の趣旨に則ったあっせんを積極的に行うことも要求されます。これは制度上、紛争解決の最終手段としては、行政処分ではなく民事裁判が想定されていることからしても当然の帰結であると言えます。

したがって相談業務を消費者庁が担うことには大きな疑問があります。

ちなみにこの相談機能は、国民生活センターが各地方自治体の消費生活センター等における相談業務のレベルアップやサポートを行っていく上で不可欠のものであり、地方支援の中心として位置づけられるものです。地方消費者行政の充実強化が緊要の課題として叫ばれる中で、国民生活センターの相談業務の重要性はますます高まっています。この点、本基本方針別表においては、相談事業の廃止についても触れられていますが、国民生活センターから直接相談・経由相談の機能を奪うこと自体問題であり、いずれの機能も存続・強化させるべきです。

(2) ADR機能

国民生活センターが有しているADR機能については、準司法的作用であるため担当機関の中立性・独立性が前提となります。この点でも消費者庁自身がADR機能を持つことには疑問が残ります。

(3) 研修機能

消費生活相談員への研修機能についても、普段から相談業務を担当し、相談業務のノウハウや消費者被害の実態について熟知している機関が最終的な責任を持って担当することが望ましく、相談業務を行っていない消費者庁が担当することは適当ではありません。一定の研修は地方自治体が行うとしても、国民生活センターが行う研修が各地での研修内容を検討する際の目安となると考えられます。

(4) 消費者事故情報の分析・公表機能

消費者事故情報の分析・公表のうち、製品事故情報については消費者庁が担当することが望ましいと考えますが、取引被害情報については、普段から相談業務を通じて被害の実態に精通している機関が担当するべきです。しかも、長年にわたって培ってきたノウハウを活用できるという点も合わせて考えると、やはり国民生活センターに担当させることが効率的であると考えます。

(5) 商品テスト

現在の商品テストの状況は、決して消費者・相談者のニーズに応えきれない状況ではありません。簡易な商品テストは地方が担うとしても、地方で対処しきれない高度な商品テストについては国が責任を持って行う必要があります。

国民生活センターはその中心的役割を担うとともに、センターで対処しきれないものについてはN I T E, F A M I C等他の事故原因究明機関や大学の研究機関等と連携しながら効率的に対処できる体制を作る必要があります。

以上のように、消費者行政の飛躍的な充実が求められている今日の情勢にあって、国民生活センターの機能強化が行われることはあっても、組織自体の廃止は絶対に許されることではありません。国民生活センターの廃止には断固として反対します。